

# 千葉市教育センターの適応・相談事業 Q&A

Q 1 : 教育センターにはたくさんの電話があり、何番にかければよいかわかりません。

A 1 : 保護者の方は255-3702（電話相談）へお願いします。

Q 2 : 保護者が、教育センターで相談するにはどうしたらよいですか？

A 2 : 保護者の方が255-3702に電話をします。電話相談担当が来所相談の案内・受付を行います。

Q 3 : ライトポート等の申し込みをするのは保護者ですか、それとも、学校ですか？

A 3 : ライトポート（適応指導教室）・家庭訪問相談・グループ活動・IT学習については、学校が教育センターに申し込みます。窓口は教頭先生にお願いします。来所相談は保護者が直接申し込むことができます。

Q 4 : ライトポート・家庭訪問相談・IT学習・来所相談・教育センターグループ活動などは、次年度も自動的に継続になるのですか？

A 4 : 教育センターのすべての相談事業は年度末に終了します。4月になったら、再度、申し込んでください。

Q 5 : 交通機関を利用してライトポートに通うことになりましたが、「学割」は使えますか。

A 5 : ライトポートやグループ活動に通う場合、「学割」が使えます。在籍校の校長が学割の申請書を発行します。

Q 6 : 教育センターでの相談は、出席になるのでしょうか。

A 6 : 児童・生徒が教育センターで相談を受けた場合は、校長の判断で出席扱いとすることができます。また、ライトポート・グループ活動・家庭訪問相談も、同じく出席扱いとすることができます。その状況については、月末に教育センターから各学校に連絡しています。

Q 7 : 家庭訪問相談をお願いしたいのですが、家庭の事情から自宅で訪問相談をすることができません。何かよい方法はあるのでしょうか。

A 7 : 相談員が自宅に迎えに行くなどして、学校や教育センター等で訪問相談をすることも可能です。お子さんの状況に応じた対応を検討しますので、教育相談班までご相談ください。

Q 8 : IT学習「学習探検ナビ」とはどんなものですか。

A 8 : 欠席の続いているお子さんを対象として、インターネットに接続された自宅のパソコンを使って教育センターの学習探検ナビ（小学校1年生から中学校3年生までのドリル学習等）を家庭で行うものです。保護者の方からの申し出を受けて、学校が教育センターへ申し込みます。

Q 9 : 保護者の交流会には、誰でも参加できますか。

A 9 : 誰でも参加できます。保護者の交流会は、欠席の続いているお子さんの保護者の方々の会です。毎月第3木曜日（月によって変わります）の午前10時30分から教育センターで実施しています。同じ悩みや不安をもつ保護者の皆様が語り合うことで、気持ちを軽くしたり情報交換をしたりする場となっています。

Q10：幼児や高校生も相談することができますか？

A10：相談することができます。市内在住の、「幼児から高校生年齢の青少年」までを対象として、教育相談を行っております。ただし、ライトポート・家庭訪問相談・グループ活動・IT学習は千葉市内の小・中学生を対象としています。